

専利実施強制許諾弁法の改正案

(意見募集稿)

2011年10月12日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利実施強制許諾弁法の改正案

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 発明又は実用新案の実施強制許諾（以下、「強制許諾」という）の付与、実施料の裁決と終了手続を規範化するために、「中国人民共和国専利法」（以下、「専利法」という）、「中華人民共和国専利法実施細則」（以下、「専利法実施細則」という）及び関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局は、強制許諾、強制許諾実施料裁決と強制許諾終了の請求を受理・審査し、そして決定を下すことに責任を負う。

第三条 強制許諾付与、強制許諾実施料裁決と強制許諾終了の請求は、中国語を使用して書面により行わなければならない。

本弁法に従って提出された証明書、証明文書が外国語である場合、当事者は同時に中国語の翻訳文を提出しなければならない。規定に従って中国語の翻訳文を提出していない場合、当該証明書、証明文書は提出されなかったものと見なす。

第四条 請求人が強制許諾請求の提出を専利代理機構へ委任する場合、委任権限を明記した委任状を提出しなければならない。

請求人が2名以上で、かつ専利代理機構へ委任していない場合は、請求書に別途声明がある場合を除き、請求書に記載した第1請求人を代表者とする。

第二章 強制許諾請求の提出と受理

第五条 専利権者が専利権を付与された日から満3年後、かつ専利登録を出願した日から満4年後、正当な理由なくその専利を実施せず、又は十分に実施しなかった場合、実施条件を備えた組織若しくは個人は、専利法第四十八条第一号の規定に基づいて、強制許諾の付与を請求することができる。

専利権者の専利権行使行為は法により独占的行為と認定された場合、その行為による競争への不利な影響を除去又は軽減する為に、実施条件を備えた組織若しくは個人は、専利法第四十八条第二号の規定に基づいて、強制許諾の付与を請求することができる。

第六条 国に緊急事態や非常事態が発生した場合、又は公共利益の目的で、国務院の関係主管部門は、専利法第四十九条の規定に基づいて、その指定した実施条件を備えた組織に強制許諾を付与するよう国

家知識産権局に建議することができる。

第七条 公共健康を目的に、実施条件を備えた組織は、専利法第五十条の規定に基づき、我が国で専利権を取得した薬品を製造し、さらにそれを以下の国又は地域へ輸出する強制許諾の付与を請求することができる。

(一) 国連が認めた最も発展していない国又は地域。

(二) 関連国際条約に従って、輸入先になることを希望する旨を世界貿易機関に知らせた先進国又は発展途上国。

第八条 専利権を取得した発明又は実用新案が、それより先に専利権を取得した発明又は実用新案と比べて、顕著な経済的意義を有する重大な技術進歩を遂げており、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、その専利権者は、専利法第五十一条の規定に基づいて、先の専利の実施強制許諾を請求することができれば、先の専利権者も後の専利の実施強制許諾を請求することができる。

第九条 強制許諾の付与を請求する場合、国家知識産権局に、以下の事項を明記した強制許諾請求書を提出しなければならない。

(一) 請求人の氏名又は名称、住所。

(二) 請求人の国籍又は登録の国若しくは地域。

(三) 強制許諾の請求対象となった発明又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。

(四) 強制許諾の請求対象となった発明又は実用新案の専利権者の氏名若しくは名称。

(五) 強制許諾を請求する理由と事実。

(六) 請求人が専利代理機構へ委任する場合、明記しなければならない関係事項。請求人が専利代理機構へ委託しない場合、その連絡者の氏名、住所、郵便番号と電話番号。

(七) 請求人の署名又は捺印。代理機構へ委任する場合は、その専利代理機構の捺印も必要。

(八) 付属書類リスト。

(九) その他明記の必要がある事項。

請求書及び付属書類は1式2部提出しなければならない。

第十条 強制許諾請求が2名又は2名以上の専利権者に及ぶ場合、請求人は専利権者の人数に応じて請求書と付属書類の副本を提出しなければならない。

第十一条 専利法第四十八条第一号、第五十一条の規定に従って強制許諾の付与を請求する場合、請求人は、合理的な条件で専利権者に対し専利実施許諾を請求したが合理的な期間内に許諾を得られなかったことを証明する証拠を提出しなければならない。

専利法第四十八条第二号の規定に従って強制許諾の付与を請求する場合、請求人は、司法機関又は独

占禁止法執行機関が法によって専利権者の専利権行使行為を独占行為に当たると認定した発効判決又は決定を提出しなければならない。

第十二条 国务院の関係主管部門は専利法第四十九条に基づいて強制許諾の付与を建議する場合、以下の各項目を明記しなければならない。

- (一) 国に緊急事態や非常事態が発生し、又は公共利益の目的で強制許諾を付与する。
- (二) 強制許諾の付与を建議された発明又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (三) 強制許諾の付与を建議された発明又は実用新案の専利権者の氏名若しくは名称。
- (四) 実施条件を備えた組織の名称、住所及び郵便番号、その連絡者の氏名及び電話番号。
- (五) 国家知識産権局が明記を要求したその他の事項。

第十三条 専利法第五十条の規定に基づき国家知識産権局に強制許諾の付与を請求する場合、請求人は輸入先及びその必要薬品と強制許諾の付与に関連する情報を提供しなければならない。

第十四条 強制許諾請求が以下のいずれかに該当する場合は、国家知識産権局はそれを受理せず、その旨を請求人に通知する。

- (一) 強制許諾の請求対象となる発明又は実用新案の専利番号は不明又は確定できない場合。
- (二) 請求書類は中国語で作成されていない場合。
- (三) 明らかに強制許諾請求の理由を具備していない場合。

第十五条 請求書類が本弁法第九条、第十条の規定に合致しない場合、請求人は通知を受け取った日から15日以内に補正しなければならない。期間が満了しても補正しない場合、その請求は提出されなかったものと見なす。

第十六条 専利法、専利法実施細則及び本弁法の規定に合致した強制許諾請求或いは建議については、国家知識産権局は請求書又は建議の副本を専利権者に送付しなければならない。専利権者は指定された期間内に意見を陳述しなければならない。期間が満了しても回答しない場合、国家知識産権局の決定に影響を及ぼさない。

第三章 強制許諾請求の審査と決定

第十七条 国家知識産権局は、請求人が陳述した理由、提供した情報、提出した関係証明文書について審査を行わなければならない。実地調査が必要な場合、国家知識産権局は2名以上の職員を派遣して実地調査を行わせなければならない。

第十八条 請求人又は専利権者は聴聞を要求する場合、国家知識産権局は聴聞を手配する。

国家知識産権局は聴聞の7日前に請求人、専利権者及びその他の利害関係者に通知しなければならない。

国家秘密、営業秘密あるいは個人のプライバシーに関係する場合を除き、聴聞は公に行われる。

国家知識産権局が聴聞を行うときに、請求人、専利権者及びその他の利害関係者は弁明や対質を行うことができる。

聴聞を行うときに、聴聞記録を作成し、間違いがないことが聴聞参加者に確認された後、署名又は捺印をしてもらわなければならない。

専利法第四十九条又は第五十条の規定に基づいて強制許諾の付与を請求又は建議する場合、本条が定めた聴聞手続は適用しない。

第十九条 審査を経て、強制許諾の請求又は建議が以下のいずれかに該当すると認めた場合、国家知識産権局は強制許諾請求の却下決定を下す。

(一) 請求人又は建議人は本弁法第四条ないし第八条で定めた主体資格を有しない。

(二) 強制許諾の付与を請求又は建議した理由は、専利法第四十八条ないし第五十一条の規定に合致していない

(三) 強制許諾請求に係る発明創造は半導体技術であって、その理由は専利法第五十二条の規定に合致していない。

(四) 強制許諾の請求又は建議は本弁法第十一条ないし第十三条の規定に合致していない。

(五) 請求人が陳述した理由、提供した情報又は提出した関連証明文書は不十分又は虚偽である。

国家知識産権局は強制許諾請求の却下決定を下す前に、下す予定の決定及びその理由を請求人に通知しなければならない。請求人は指定期間内に意見を陳述することができる。

請求人は強制許諾請求の却下決定に不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に提訴することができる。

第二十条 請求人は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取下げた場合、強制許諾請求の審査手続は終了する。

国家知識産権局が決定を下す前に、請求人と専利権者との間で専利実施許諾契約を締結した場合、その旨を速やかに国家知識産権局に通知し、強制許諾請求を取下げなければならない。

第二十一条 審査を経て、強制許諾付与を請求又は建議する理由が成立すると認めた場合、国家知識産権局は強制許諾付与の決定を下さなければならない。強制許諾請求付与の決定を下す前に、下す予定の決定及びその理由を請求人と専利権者に通知しなければならない。当事者双方は指定期間内に意見を陳述することができる。

強制許諾付与の決定書に以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 強制許諾を取得した個人又は組織の氏名若しくは名称、住所。
- (二) 強制許諾の対象となった発明又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (三) 強制許諾付与の範囲、規模と期間。
- (四) 決定の理由、事実と法律依拠。
- (五) 国家知識産権局の捺印及び責任者の署名。
- (六) 決定の期日。
- (七) その他の関連事項。

強制許諾付与の決定は、決定を下した日から5日以内に請求人と専利権者に通知しなければならない。

専利権者は強制許諾付与の決定に不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に提訴することができる。

第二十二条 国家知識産権局は専利法第五十条の規定に基づいて強制許諾を付与する場合、更にその決定書に以下の要求を明記しなければならない。

(一) 強制許諾により製造する薬品数量は輸入先の必要な数量を超えてはならず、かつ製造した全ての薬品を当該輸入先に輸出しなければならない。

(二) 強制許諾により製造する薬品は、当該薬品が強制許諾により製造されたものであると明記する特定のラベル又は標識を付けなければならない。実行可能かつ薬品の価格に著しい影響を与えないことを前提に、薬品そのものに特殊な色又は形状を施し、又は特殊な包装を使用しなければならない。

(三) 薬品が荷積み、運送される前に、強制許諾を取得した組織は、自社のウェブサイト又は世界貿易機関の関連ウェブサイトに、輸入先に運送する薬品の数量及び本条第二号に述べた薬品の識別特徴等の情報を掲載しなければならない。

第二十三条 国家知識産権局が専利法第五十条の規定に基づいて強制許諾を付与した場合、国务院の関係主管部門から以下の情報を世界貿易機関に知らせる。

- (一) 強制許諾を取得した組織の名称と住所。
- (二) 輸出薬品の名称と数量。
- (三) 輸入先。
- (四) 強制許諾の期間。
- (五) 本弁法第二十二条第三号に述べた情報を掲載したウェブサイトのアドレス。

第四章 強制許諾実施料裁決請求の審査と裁決

第二十四条 強制許諾実施料の裁決を請求する場合、以下の各項目を明記した強制許諾実施料の裁決請求書を提出しなければならない。

- (一) 請求人の氏名又は名称、住所。

- (二) 請求人の国籍又は登録の国若しくは地域。
- (三) 強制許諾付与決定書の文書番号。
- (四) 被請求人の氏名又は名称、住所。
- (五) 強制許諾実施料の裁決を請求する理由。
- (六) 請求人が専利代理機構へ委任する場合、明記しなければならない関連事項。請求人が専利代理機構へ委任しない場合、その連絡者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号。
- (七) 請求人の署名又は捺印。代理機構へ委任する場合、その専利代理機構の捺印も必要。
- (八) 付属書類リスト。
- (九) その他の明記の必要がある事項。

請求人は請求書及びその付属書類を1式2部提出しなければならない。

第二十五条 強制許諾実施料の裁決請求が以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局はそれを受理せず、その旨を請求人に通知する。

- (一) 強制許諾付与の決定はまだ公告されていない。
- (二) 請求人は専利権者又は強制許諾を取得した組織若しくは個人ではない。
- (三) 請求書類は中国語で作成されていない。
- (四) 双方は強制許諾実施料について協議しておらず、又は協議を経て合意している。

第二十六条 専利法、専利法実施細則及び本弁法の規定に合致した強制許諾実施料裁決請求については、国家知識産権局は請求書の副本を相手方当事者に送付しなければならない。相手方当事者は、指定期間内に意見を陳述しなければならない。期間が満了しても回答しない場合、国家知識産権局の決定に影響を及ぼさない。

強制許諾実施料の裁決過程において、当事者双方は書面にて意見を提出することができる。国家知識産権局は案件の必要に応じて当事者双方の口頭意見を聴取することができる。

第二十七条 国家産権局が決定を下す前に請求人が裁決請求を取下げた場合、裁決手続は終了する。

第二十八条 国家知識産権局は、請求書を受け取った日から3ヵ月以内に強制許諾実施料の裁決決定を下さなければならない。

第二十九条 強制許諾実施料の裁決決定には以下の各項目を明記しなければならない。

- (一) 強制許諾を取得した個人又は組織の氏名若しくは名称、住所。
- (二) 強制許諾の対象となった発明、実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (三) 裁決の内容及びその理由。
- (四) 国家知識産権局の捺印及び責任者の署名。

(五) 決定の期日。

(六) その他の関係事項。

強制許諾実施料の裁決決定は、決定を下した日から5日以内に当事者双方に通知しなければならない。

専利権者と強制許諾を取得した組織若しくは個人は、強制許諾実施料の裁決決定に不服がある場合、その通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に提訴することができる。

第五章 強制許諾終了請求の審査、決定

第三十条 強制許諾付与決定に規定した強制許諾期間が満了するときに、強制許諾は自動的に終了する。

第三十一条 強制許諾付与決定に規定した強制許諾期間が満了する前に、強制許諾の理由が消滅し二度と生じない場合、専利権者は国家知識産権局に強制許諾終了の決定を下すよう請求することができる。

強制許諾終了を請求する場合、以下の各項目を明記した強制許諾終了請求書を提出しなければならない。

(一) 専利権者の氏名又は名称、住所。

(二) 専利権者の国籍又は登録の国若しくは地域。

(三) 終了を請求された強制許諾付与決定書の文書番号。

(四) 強制許諾終了を請求する理由と事実。

(五) 専利権者が専利代理機構へ委任する場合、明記しなければならない関連事項。専利権者が専利代理機構へ委託しない場合、その連絡者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号。

(六) 専利権者の署名又は捺印。代理機構へ委任する場合、その専利代理機構の捺印も必要。

(七) 付属書類リスト。

(八) その他の明記の必要がある事項。

専利権者は請求書及びその付属書類を1式2部提出しなければならない。

第三十二条 強制許諾終了請求が以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局はそれを受理せず、その旨を請求人に通知する。

(一) 請求人は強制許諾の対象となった発明もしくは実用新案の権利者ではない。

(二) 終了を請求する強制許諾付与決定書の文書番号を明記していない。

(三) 請求書類は中国語で作成されていない。

(四) 明らかに強制許諾終了の理由を具備していない。

第三十三条 強制許諾終了の請求書類が本弁法第三十一条の規定に合致しない場合、請求人は通知を受け取った日から15日以内に補正しなければならない。期間が満了しても補正しない場合は、その請求は提出されなかったものと見なす。

第三十四条 本弁法の規定に合致した強制許諾終了請求については、国家知識産権局は請求書の副本を、強制許諾を取得した組織若しくは個人、又は強制許諾付与を建議した国务院関係主管部門に送付しなければならない。強制許諾を取得した組織若しくは個人は指定期間内に意見を陳述しなければならない。期間が満了しても回答しない場合、国家知識産権局の決定に影響を及ぼさない。

第三十五条 国家知識産権局は専利権者が陳述した理由と提出した関係証明文書について審査を行わなければならない。実地調査が必要な場合は、国家知識産権局は2名以上の職員を派遣して実地調査を行わせなければならない。

第三十六条 審査を経て、強制許諾終了請求の理由が成立しないと認めた場合、国家知識産権局は強制許諾終了請求の却下決定を下さなければならない。強制許諾終了請求の却下決定を下す前に、下す予定の決定及びその理由を専利権者に通知しなければならない。専利権者は指定期間内に意見を陳述することができる。

専利権者は強制許諾終了請求の却下決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に提訴することができる。

第三十七条 国家知識産権局が決定を下す前に専利権者がその請求を取下げた場合、関連手続は終了する。

第三十八条 審査を経て、強制許諾終了請求の理由が成立すると認めた場合、国家知識産権局は強制許諾終了の決定を下さなければならない。強制許諾終了の決定を下す前に、下す予定の決定及びその理由を強制許諾を取得した組織若しくは個人に通知しなければならない。強制許諾を取得した組織若しくは個人は指定期間内に意見を陳述することができる。

強制許諾終了決定書には以下の各項目を明記しなければならない。

- (一) 専利権者の氏名又は名称、住所。
- (二) 強制許諾を取得した個人又は組織の氏名若しくは名称、住所。
- (三) 発明又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (四) 強制許諾付与決定書の文書番号。
- (五) 決定の事実と法律依拠。
- (六) 国家知識産権局の捺印及び責任者の署名。
- (七) 決定の期日。
- (八) その他の関連事項。

強制許諾終了請求の決定は、決定を下した日から5日以内に専利権者及び強制許諾を取得した組織若しくは個人に通知しなければならない。

強制許諾を取得した組織若しくは個人は、強制許諾終了の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から3ヵ月以内に人民法院に提訴することができる。

附則

第三十九条 専利法実施細則第七十三条第二項に規定した、公共健康問題の解決に必要な医薬分野における如何なる専利製品又は専利方法により直接獲得する製品には、「薬品管理法」に定義された「薬品」が含まれる。

第四十条 既に発効している強制許諾付与の決定、強制許諾終了の決定及び強制許諾が自動的に終了する場合、専利登録原簿に登記し、かつ国家知識産権局の専利公報、政府のウェブサイトと中国知識産権報で公告しなければならない。

第四十一条 本弁法の解釈には国家知識産権局が責任を負う。

第四十二条 本弁法は_____年____月____日から施行する。2003年6月13日付けで国家知識産権局令第三十一号により公布された「専利実施強制許諾弁法」と、2005年11月29日付けで国家知識産権局令第三十七号により公布された「公共健康に係る専利実施強制許諾弁法」は同日をもって廃止となる。